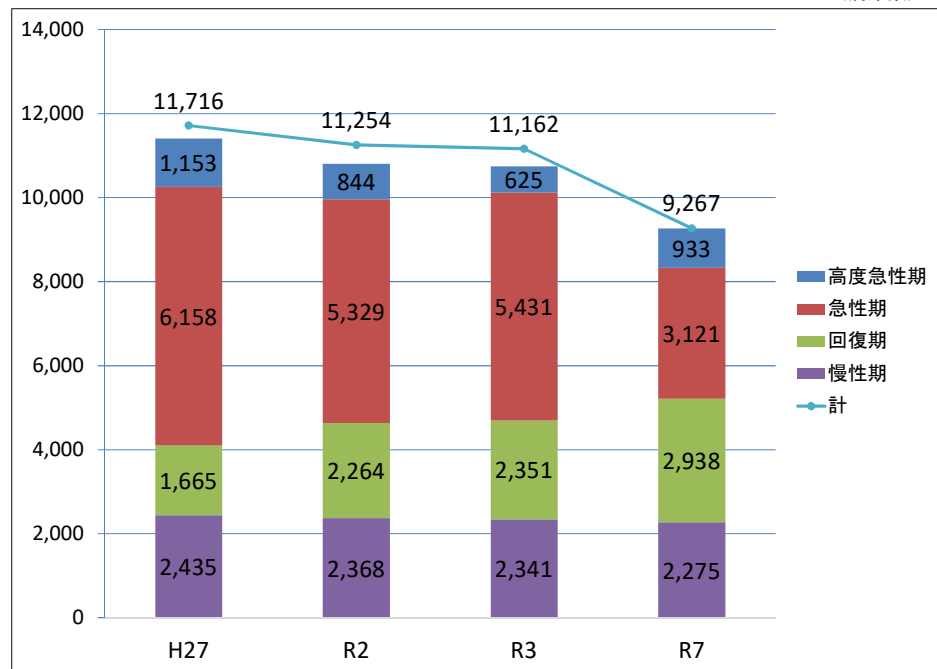


# 病床機能毎の病床数の推移について

## 1 県全体の状況



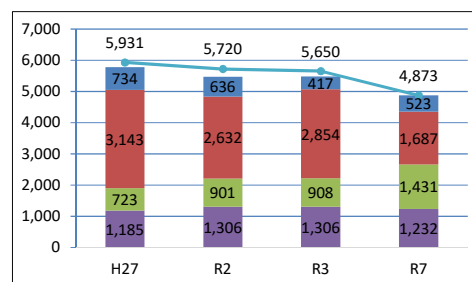
(病床数)

	病床機能報告				必要病床数 (推計値)	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	1,153	844	625	▲ 528	933	308
急性期	6,158	5,329	5,431	▲ 727	3,121	▲ 2,310
回復期	1,665	2,264	2,351	▲ 686	2,938	587
慢性期	2,435	2,368	2,341	▲ 94	2,275	▲ 66
計	11,716	11,254	11,162	▲ 554	9,267	▲ 1,895

※R7を除き、合計欄には休床数を含むため、4区分の合計とは一致しない

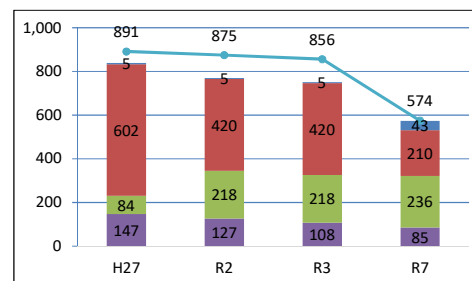
## 2 構想区域毎の状況

### (1) 村山区域



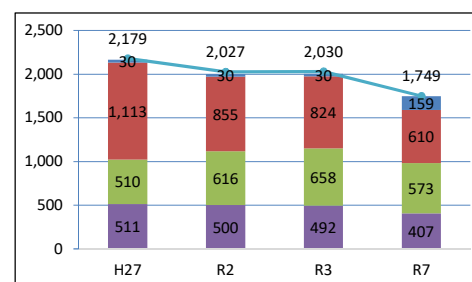
	病床機能報告				必要病床数 (推計値)	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	734	636	417	▲ 317	523	106
急性期	3,143	2,632	2,854	▲ 289	1,687	▲ 1,167
回復期	723	901	908	▲ 185	1,431	523
慢性期	1,185	1,306	1,306	▲ 121	1,232	▲ 74
計	5,931	5,720	5,650	▲ 281	4,873	▲ 777

### (2) 最上区域



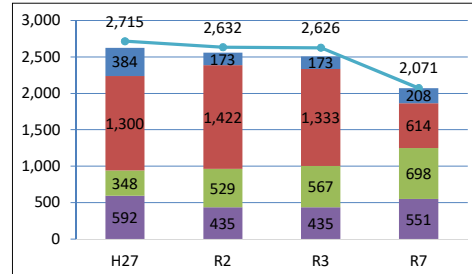
	病床機能報告				必要病床数 (推計値)	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	5	5	5	0	43	38
急性期	602	420	420	▲ 182	210	▲ 210
回復期	84	218	218	▲ 134	236	18
慢性期	147	127	108	▲ 39	85	▲ 23
計	891	875	856	▲ 35	574	▲ 282

### (3) 置賜区域



	病床機能報告				必要病床数 (推計値)	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	30	30	30	0	159	129
急性期	1,113	855	824	▲ 289	610	▲ 214
回復期	510	616	658	▲ 148	573	▲ 85
慢性期	511	500	492	▲ 19	407	▲ 85
計	2,179	2,027	2,030	▲ 149	1,749	▲ 281

### (4) 庄内区域



	病床機能報告				必要病床数 (推計値)	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	384	173	173	▲ 211	208	35
急性期	1,300	1,422	1,333	▲ 33	614	▲ 719
回復期	348	529	567	▲ 219	698	131
慢性期	592	435	435	▲ 157	551	116
計	2,715	2,632	2,626	▲ 89	2,071	▲ 555

(令和3年度病床機能報告及び県医療政策課調べ)

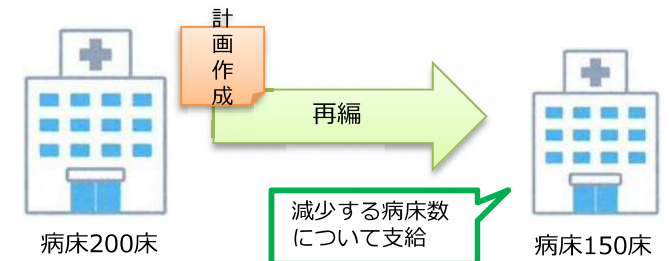
- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援\*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】

## 「単独医療機関」の取組に対する財政支援

### 【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分\*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること



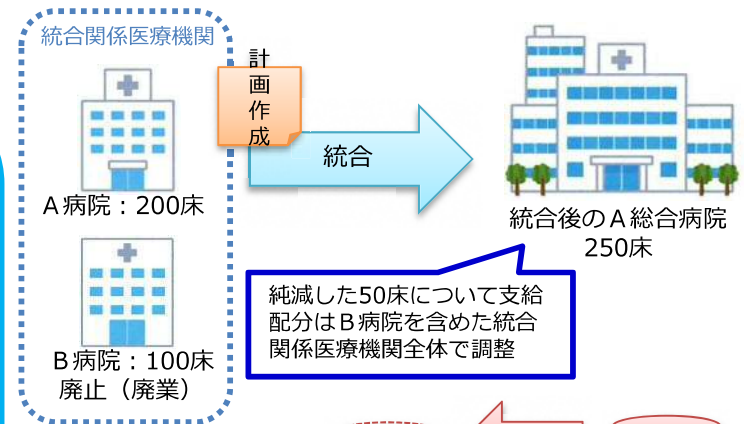
## 「複数医療機関」の取組に対する財政支援

### 【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

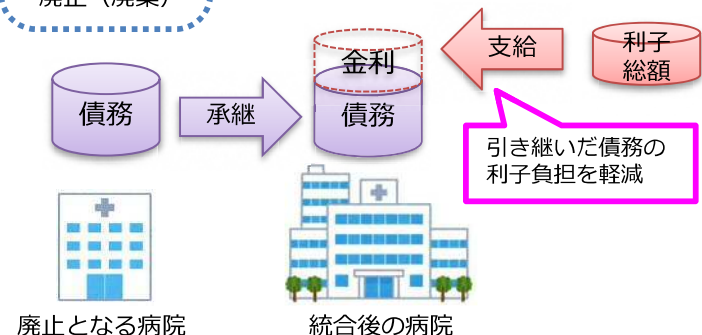


### 【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



\*1 財政支援 …用途に制約のない給付金を支給

\*2 対象3区分…高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

# 1. 単独支援給付金支給事業

医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

## 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

## 支給要件

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下**であること。

## 支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、**対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給。**
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、以下の病床数を除く。
  - ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
  - ・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
  - ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

## イメージ



① (35,112千円) + ② (41,040千円) = 76,152千円の支給

## 2. 統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

### 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」と）と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」）の開設者。

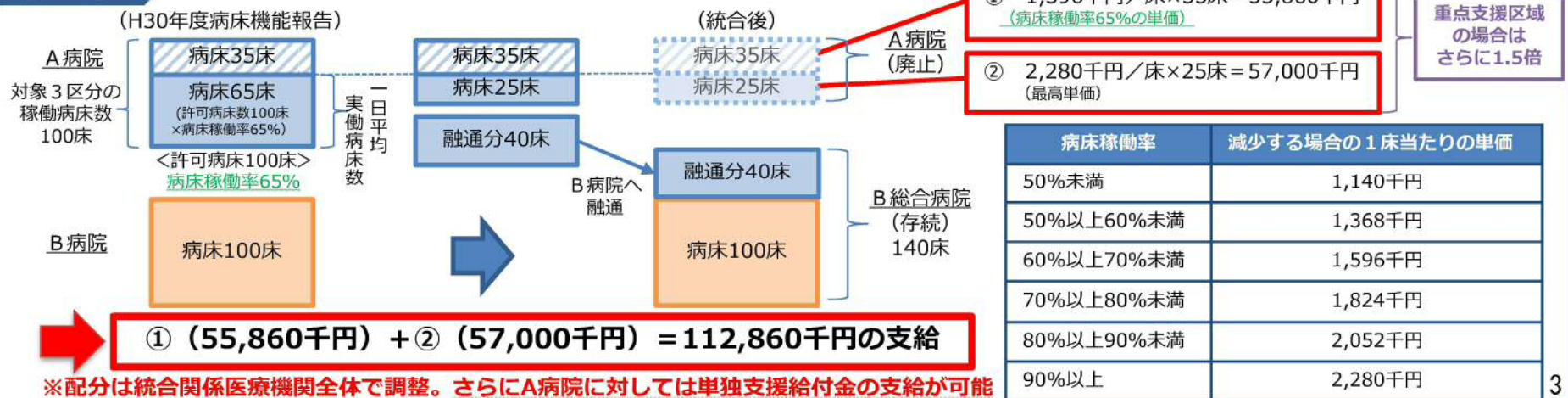
### 支給要件

- ① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ⑤ 統合関係医療機関の**対象3区分の総病床数が10%以上減少**すること。

### 支給額の算定方法

- ① 統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、**対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給。**
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ **重点支援区域**として指定された統合関係医療機関については、上記①及び②により算定された金額に**1.5を乗じた額**の合計額を支給。

### イメージ



### 3. 債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

#### 支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」）の開設者。

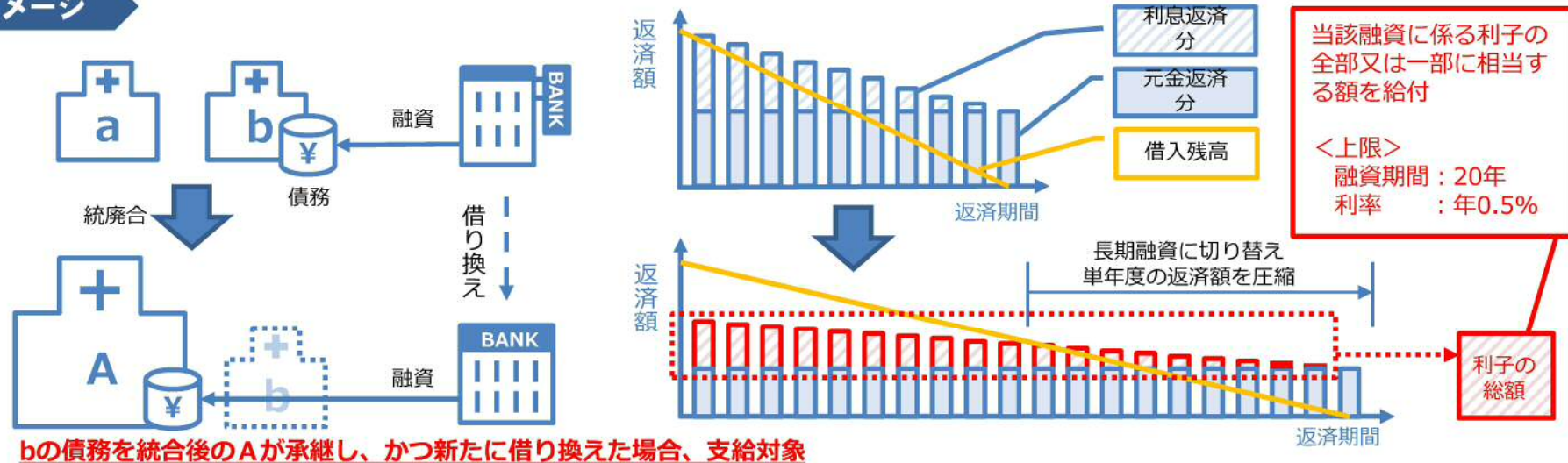
#### 支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。**（統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）**
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために**金融機関から新たに融資を受けていること。**
- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

#### 支給額の算定方法

承継病院が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、**融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限**として算定。

#### イメージ



## 県立新庄病院における病床機能の見直しについて

### 1 改築整備事業の進捗状況及び今後のスケジュール

年 度	主な工程
平成 28 年度	山形県立新庄病院改築整備基本構想策定
平成 29 年度	山形県立新庄病院改築整備基本計画策定
平成 30 年度～令和 2 年度	基本・実施設計
令和 2 年度～令和 4 年度	建設工事（建築・電気・空調・衛生の 4 工事）
令和 4 年度～令和 5 年度	外構工事
令和 5 年 4 月～	医療機器・備品搬入、情報ネットワーク整備、 総合医療情報システム移設・整備等
令和 5 年 10 月 1 日（日）	入院患者の移送（＝開院日予定）

### 2 最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）における協議等

年月日	会議名称	内 容
H29. 2. 27	平成 28 年度第 2 回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本構想」（病床数 300～340 床程度）について報告
H29. 8. 29	平成 29 年度第 1 回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」の構成及び策定スケジュール等について報告
H29. 11. 17	平成 29 年度最上地域保健医療協議会病床機能調整ワーキング	「県立新庄病院改築整備基本計画」の骨子（病床数 325 床）を提示し、了承
H29. 11. 27	平成 29 年度第 2 回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」の策定状況について報告
H30. 2. 26	平成 29 年度第 3 回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」（案）の概要（病床数 325 床）について報告

### 3 新病院の病床規模の考え方

地域医療構想の想定年次である 2025 年の将来推計人口や他医療機関との連携による平均在院日数の短縮等を加味した上で、季節変動による一時的な患者増にも対応できるよう若干の余分を見込み設定している。

#### 【病床数の内訳】

区分	現病院		新病院（基本計画）
病床数	《許可病床数》 454 床	《稼働病床数》 343 床	325 床
内訳	《稼働病床》 ○集中治療室 : 4 床 ○急性期病床 : 297 床 ○地域包括ケア病床 : 40 床 ○感染症病床 : 2 床		○地域救命救急センター : 10 床 ○急性期病床 : 261 床 ○地域包括ケア病床 : 50 床 ○感染症病床 : 4 床

#### 4 地域医療介護総合確保基金（単独支援給付金支給事業）の活用

##### (1) 事業の概要

- 病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの。
- 病床機能再編を行う医療機関が作成した単独病床機能再編計画（別紙）について、地域医療構想調整会議及び県医療審議会において議論された内容を踏まえ、県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組みであると認めた場合に支給される。
- なお、給付申請は、実際に病床を削減する令和5年度に行う予定。

##### (2) 削減病床数（支給対象病床数）

《令和2年4月1日時点稼働病床数》	《新病院の病床数》	
○ 高度急性期病床 : 4床	10床 (+ 6床)	「対象3区分」 ※高度急性期・急性期・慢性期
○ 急性期病床 : 297床	261床 (▲36床)	
○ 地域包括ケア病床 : 40床	50床 (+10床)	「回復期」
○ 感染症病床 : 2床	4床	(対象外)

$$\begin{aligned}
 \text{支給対象病床数} &= \text{「R2.4.1時点の対象3区分の稼働病床数(※)」} 301 \text{床} \\
 &\quad - \text{「減少後の対象3区分の病床数」} 271 \text{床} \\
 &\quad - \text{「回復期へ転換した病床数」} 10 \text{床} \\
 &= \underline{\underline{20 \text{床}}}
 \end{aligned}$$

〔※ 当該事業が開始された令和2年度以降の取組みを評価するものであるため、令和2年4月1日時点の稼働病床数との比較となる。〕

単独病床機能再編計画書  
(地域医療構想の達成に必要な病床の減少について)

構想区域	山形県最上構想区域
病床の減少を実施する医療機関名(法人名)	山形県立新庄病院
所在地	山形県新庄市
医療機関の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開設主体:山形県</li> <li>■許可病床数・稼働病床数(別シートのとおり)</li> <li>■1日あたり患者数(稼働率):入院患者数274人/日(80.5%)、外来患者数696人/日</li> <li>■標榜診療科:内科、小児科、外科、整形外科、形成外科等現診療科20科に加え、緩和ケア内科、精神科・心療内科、歯科等新設7科 計27科</li> </ul>
地域の状況 (地域の医療提供体制、病床の減少を実施する医療機関の圏域における役割など)	○ 最上構想区域内において、一般病床又は療養病床を有する医療施設は、病院4施設、有床診療所3施設、計7施設となっており、そのうち、新庄病院が、基幹病院として救急医療や専門性の高い医療を提供している。
計画完了日までの病床減少又は統合の変遷	別シートのとおり
病床の減少のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年度最上地域保健医療協議会病床機能調整ワーキングにおいて新病院の病床数を325床とすることに付いて了承済み。</li> <li>○ 平成30年3月山形県立新庄病院改築整備基本計画策定。</li> <li>○ 令和3年2月病院本体工事着工、令和5年3月31日竣工予定。</li> <li>○ 令和5年10月1日開院(病床数削減)予定。</li> </ul>
病床の減少が地域医療構想の達成に必要な(地域医療構想に資する)と考えられる理由  (病床の減少等を実施することで、医療機関の圏域における役割、他医療機関との機能分担や連携のあり方等がどう変わるかを踏まえ、具体的に記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療構想において、2025年の最上構想区域のあるべき医療提供体制を実現するための施策として、非稼働病床や病床利用率の低い急性期病床の規模の適正化や、回復期機能への転換等、病床機能の分化・連携について挙げられている。</li> <li>○ これを踏まえ、改築整備中の新たな新庄病院では、急性期病床から回復期病床への一部転換を行い、地域包括ケア病床を10床増床(40床→50床)することで、後期高齢者人口の増加に伴う地域の医療ニーズの変化に対応することとしている。 また、かかりつけ医と新庄病院の診療機能に関する役割分担を明確にすることや、地域の医療機関や介護施設等との連携を強化し、回復期病院や介護施設を含む在宅での療養に円滑に移行できる退院調整機能の強化を図ること等により、急性期病床146床の削減(407床→261床)を行うこととしている。</li> <li>○ なお、新庄病院は、救急医療を含めた地域の高度急性期医療を担う必要があることから、地域救命救急センターの開設に伴い、将来不足すると見込まれている高度急性期病床を5床増床(5床→10床)する。</li> <li>○ 地域医療構想の達成に資するものとしてこれらの取組みを進め、最上地域唯一の基幹病院として、引き続き、地域医療を支えていく。</li> </ul>

## (備考)

○本給付金は、地域医療構想の達成に向けた病床の減少を対象としております。あらかじめ、上記項目を整理いただいた上で、事業計画の提出をお願いします。  
○支給要件となります地域医療構想調整会議における議論及び医療審議会の意見聴取については、別様式の支給申請書(事業計画書)のほか、本様式に基づき、実施することとなりますが、追加で資料を依頼する場合がありますので、御了承ください。



病床機能再編支援事業計画書(単独)

医療機関名	山形県立新庄病院
-------	----------

区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	
								うち支援区分3区分(※)の合計
平成30年度病床機能報告(A)	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	342	40		66	452	346
令和元年度病床機能報告(B)	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	342	40		66	452	346
令和2年4月1日時点(C)	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	297	40		111	452	301
令和5年秋時点(計画完了時)(D)	許可病床数	10	261	50			321	271
	稼働病床数	10	261	50			321	271
削減病床数(A)-(D) (C)-(D) ※(A)(C)稼働病床数、(D)許可病床数		許可病床数	-6	36	-10	0	111	30

※対象3区分＝高度急性期、急性期、慢性期

■病床融通に関する概要

(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。)

■回復期又は介護医療院への病床転換の有無

(回復期又は介護医療院へ転換する病床の有無を記載。また、転換予定がある場合はその概要を記載。)

対象3区分の削減病床数30床のうち、10床を回復期(地域包括ケア病棟)に転換。  
回復期(地域包括ケア病棟)は40床から50床に増床。

※ 給付金支給対象の病床数(削減病床数)については、病床融通数及び回復期等への転換病床数で調整されるため、上記削減病床数と必ずしも一致するものではない(別添支給申請書のとおり)